

衆議院内閣委員会ニュース

【第208回国会】令和4年3月2日（水）、第5回の委員会が開かれました。

1 警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

- ・二之湯国務大臣、津島法務副大臣、鈴木外務副大臣、細田経済産業副大臣、鬼木防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・塩川鉄也君（共産）及び山本太郎君（れ新）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
- ・工藤彰三君外4名（自民、立民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、山岸一生君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
（質疑者）山岸一生君（立民）、森山浩行君（立民）、森田俊和君（立民）、足立康史君（維新）、緒方林太郎君（有志）、工藤彰三君（自民）、國重徹君（公明）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、山本太郎君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

山岸一生君（立民）

- (1) 自由民主党京都府参議院選挙区第三支部から同党京都府連を經由した府市会議員への資金提供事案
 - ア 京都府連に寄附した金銭の使途についての二之湯国務大臣の認識
 - イ 資金提供を必要経費の実費精算としなかった理由
 - ウ 提供した資金の使途を確認する必要性
- (2) 警察法の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）
 - ア 苦情申出制度
 - a 近年の都道府県公安委員会への苦情申出の件数
 - b 都道府県公安委員会の事務局である補佐室の人員体制
 - c 国家公安委員会の事務局である会務官の人員体制
 - d 本改正後に見込まれる国家公安委員会への苦情申出の件数
 - e 本改正後、苦情申出に対応するために会務官の人員を増やす予定の有無
 - f 国と都道府県の捜査員の区別が難しくなることで国に対する苦情申出が増えるとの懸念を踏まえた、苦情申出制度の実効性を確保するための方策
 - g 苦情申出制度について、警察組織から独立した第三者機関の創設等の抜本的な改革を行う必要性
 - イ 国際共同捜査への参加
 - a 平成26年のゲームオーバーゼウス事件の概要
 - b 同事件の国際共同捜査に参加した機関及び部局
 - c 同事件の国際共同捜査に日本が参加できた理由
 - d 本改正を行わなければ国際共同捜査に参加できないとする根拠
 - e 国際共同捜査への参加を理由とした捜査権拡大に対する懸念への対応
 - f 国際共同捜査への参加についての管理体制
 - ウ 国と地方の関係
 - a サイバー事案について、サイバー警察局が都道府県警察に対する指揮監督権限を持つことの確認
 - b 都道府県警察による警察活動が原則であり、国が直接捜査を行うことは例外的であることの確認

認

c 国の捜査権がサイバー分野以外に拡大することはないことの確認

森山浩行君（立民）

- (1) 自由民主党京都府参議院選挙区第三支部から同党京都府連を経由した府市会議員への提供資金が使用されていない事例を踏まえた、当該資金提供に対する二之湯国務大臣の認識
- (2) 国家を背景とするサイバー攻撃
 - ア サイバー事案が戦争又は犯罪のいずれに当たるかの線引き及びサイバー事案への対応における警察の役割
 - イ 国境を越えて行われるサイバー攻撃に際して関係国と連携して捜査を行うための枠組みの有無
 - ウ 国家を背景とするサイバー攻撃への警察の対応の在り方
- (3) 本法律案
 - ア 重大サイバー事案の想定件数
 - イ サイバー特別捜査隊の人数
 - ウ 重大サイバー事案の対象となる重要インフラの定義
 - エ ウは経済安全保障法案における重要インフラの概念と同一のものかの確認
 - オ 重要インフラとされる各分野における重大サイバー事案の該当性についての整理の有無
 - カ 重大サイバー事案の全てをサイバー特別捜査隊で捜査するかの確認
 - キ 捜査へのサイバー特別捜査隊の参加を判断する主体
 - ク サイバー捜査における民間人材の活用の有無及び捜査員の待遇
 - ケ 国家公安委員長の責任に関する二之湯国務大臣の見解

森田俊和君（立民）

本法律案

- ア サイバー捜査に必要な情報の適切な管理についての二之湯国務大臣の見解
- イ サイバー事案が捜査の過程で重大サイバー事案に相当すると判断された際のサイバー特別捜査隊と都道府県警察との捜査の分担
- ウ インフラの所管省庁や地元警察との日頃からの情報連携
- エ 今後新分野を重要インフラに位置付ける際の対応
- オ 外国政府が関与するサイバー攻撃への対処における防衛省等との連携
- カ 各省のIT人材を一体として活用する必要性
- キ 環境整備や待遇確保を含めたIT人材育成に向けた取組

足立康史君（維新）

- (1) 本法律案
 - ア 重大サイバー事案への対応を国が行う必要性
 - イ 国の警察機構に関する国際比較
 - ウ 重大サイバー事案に該当する事案の類型
 - エ 外国からのサイバー攻撃を警察庁が確認しているにもかかわらず取締りを行わない理由
 - オ サイバー犯罪に対する新たな捜査手法を設ける必要性
 - カ 我が国においていわゆるスパイ防止法が制定されていない理由
 - キ 政府全体でサイバー犯罪に対処できるよう、法務省が中心となって刑法(明治40年法律第45号)等の法制度を検証する必要性

- ク トヨタ自動車の関係会社に対するサイバー攻撃事案の内容
- ケ 同事案のウクライナ情勢との関係
- (2) ウクライナ情勢
 - ア 我が国としていわゆるハイブリッド戦への対処方針及び政府として認識している課題
 - イ N A T Oの東方不拡大を米国及びロシアが合意していたかどうかの確認
 - ウ N A T Oの東方不拡大に関する事実確認を行う必要性
- (3) 非核三原則を見直す必要性
- (4) エネルギー危機を踏まえて原子力発電所を緊急的に再稼働させる必要性

緒方林太郎君（有志）

- (1) 諸外国との刑事共助
 - ア 我が国と諸外国との法制度の違いによる刑事共助の問題点
 - イ 我が国にいる当事者が捜査の協力を断った場合における刑事共助の成立の有無
 - ウ 厳格な要件の下、非実在者の児童ポルノを犯罪化する必要性
 - エ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の罰則を強化する必要性
- (2) 本法律案
 - ア 我が国でサイバー上に武器を持つ必要性
 - イ 厳格な要件の下、不正アクセス行為や不正指令電磁的記録作成等に相当する行為の違法性を阻却することの必要性

工藤彰三君（自民）

本法律案

- ア 捜査の対象となる重大サイバー事案の内容、定義及び具体例
- イ 国が直接捜査を行う理由及びその必要性
- ウ 重大サイバー事案の対象となる重要インフラの業種
- エ 警察行政の民主的管理と運営を担保する方法
- オ 発足予定のサイバー特別捜査隊が米国の F B I や C I A に比べ人数が少ないという指摘に対する警察庁の見解

國重徹君（公明）

本法律案

- ア 日本以外の G 7 において国が捜査権を持たない国の有無
- イ サイバー事案の捜査における国際協力の強化の方法
- ウ サイバー犯罪に対する専門人材の採用、育成及び活用の方法
- エ 本法律案により捜査権限が拡充されないことの確認
- オ 国による捜査に関する国民の苦情への対応方法
- カ アクティブ・サイバー・ディフェンスについて慎重に検討を進めていく必要性

浅野哲君（国民）

- (1) 大規模サイバー攻撃
 - ア ウクライナにおいて発生したサイバー攻撃の内容及び被害状況

- イ 大規模サイバー攻撃に対する我が国のNISC、警察庁等のサイバーセキュリティ部門の機能分担
- (2) 本法律案
 - ア 大規模サイバー攻撃に対する危機管理体制におけるサイバー警察局の役割
 - イ 自然災害、パンデミック、サイバー攻撃など様々な危機を想定したサイバー特別捜査隊の業務継続策
 - ウ サイバー特別捜査隊の拠点の設置場所
 - エ 情報システム等の脆弱性評価
 - a 現在の政府の取組
 - b 重要インフラ分野における脆弱性評価が義務ではないことの確認及び脆弱性評価についての指針等の有無
- (3) GIGAスクール構想におけるIT機器のセキュリティー対策の取組状況
- (4) サイバー事案に起因する犯罪への対応におけるサイバー警察局と他の部局との役割分担
- (5) サイバー事案における警察庁と都道府県警察との役割分担及び捜査力の強化に向けた人材育成に対する考え方
- (6) 風評被害を受ける懸念から被害者が警察への通報等をためらう傾向に対する今後の取組

塩川鉄也君（共産）

- (1) 本法律案
 - ア 警察庁内部部局の組織改正が法定事項とされている理由
 - イ 改正に当たっての事前の検討内容
 - ウ 改正に向けた検討過程が示されていないことの確認及び検討過程を明らかにする必要性
 - エ 改正について政府内で検討した形跡がないとの指摘に対する見解
 - オ 経済安全保障を推進するための体制強化に関与するかの確認
 - カ 経済安全保障に関するセキュリティアラランスに関与する組織につながる可能性
 - キ 戦後、都道府県警察は犯罪の捜査等の警察活動を任務とし、警察庁は警察運営、犯罪鑑識、犯罪統計等の所掌事務について都道府県警察を指揮監督する仕組みとなっていることの確認
 - ク 警察庁が捜査権を有しないという基本原則を転換する内容であることの確認
- (2) 大川原化工機に係る事件
 - ア 事件に対する反省及び謝罪
 - イ 事件に関し裁判長が仮に起訴内容について審理が継続した場合は無罪判決を受けるべきと認められる十分な理由があると発言したことの確認
 - ウ 不当捜査及び冤罪事件に対する反省及び謝罪並びに対策の必要性

山本太郎君（れ新）

本法律案

- ア 関東管区警察局にサイバー特別捜査隊が設置されることの確認
- イ サイバー特別捜査隊は家宅捜査、押収、容疑者の逮捕及び書類送検が可能であることの確認
- ウ 警察庁に逮捕権を含む捜査権を持たせるのはサイバー事案に限定されることの確認
- エ 本法律案が国家公安委員会で議論されたことの確認